



保護司法の改正の要点とその背景

保護観察を中心とする我が国の更生保護制度は、官民協働を基調とし、多くの民間篤志家の協力を得て実施されていますが、その中核的な役割を果たしているのが保護司です。しかし、近年の我が国の社会経済情勢の変化、特に地域社会における連帯感の喪失、人間関係の希薄化などにより保護司の職務遂行に支障をきたしたり、保護司としての適任者を得ることが難しくなってきました。そこで、保護司制度の充実強化を図るため、保護司法の一部を改正する法律が昨年五月二十日に公布され、今年の四月一日からの施行となりました。

保護司会の計画に基づく

保護司の職務の遂行に関する 規定の整備

保護司の職務のうち、保護観察
矯正施設収容中の者の環境調整な
どは、対象者ごと個別に保護観察
所の長の指定を受けて実施されて
います。一方、このところ重要性

を増している犯罪予防活動や、処
遇に資する各種社会資源の開拓推
進活動（以下「犯罪予防活動等」）
については、様々な活動が想定さ
れることから、その効果的な遂行
に当たっては地域の実情に応じた
方法で、保護司が自主的、自発的
に実施することが望まれ、また、
個々の保護司が別々に活動するの

ではなく、同じ地域の保護司が互
いに連絡・協調し、地域の住民や
関係機関・団体と連携しながら実
施することにより一層効果的に行
うことができます。しかし、これ
までは、そのような職務の遂行方
法についての定めがありませんで
した。さらに、保護観察や環境調
整などの職務内容が明確かつ具体

的であるのに対し、犯罪予防活動
等については必ずしも明確ではな
かったため、一般国民の保護司の
活動に対する理解がなかなか得ら
れず、十分な協力を得難い原因の
一つとなっていました。
そこで、第八条の二を新設し、
保護司会の計画に基づいて行う犯
罪予防活動等の内容とその遂行方

(職務の遂行)

第8条の2 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

- (1) 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動
- (2) 犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
- (3) 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力
- (4) その他犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

法を明記し、保護司会が自主的・自発的に実施のための計画を策定した犯罪予防活動等については、保護観察所の長の承認を得れば保護司の職務として行えることを明らかにしました。

つまり、犯罪予防活動等を組織的に行うための規定を整備することで、保護司が同条に規定する活動をその職務として行うものであることを内外に明確にして一般国民や関係機関・団体の保護司の活動に対する理解を深めて協力を得やすいようにするとともに、保護司の活動を実費弁償や公務災害補償の対象にすることにより、犯罪予防活動等の一層の充実、活性化を期することとしたものです。

保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、保護司が職務として行うことができる活動は、第八条の二各号に掲げる活動です。

第一号は、保護司自らが活動主体となつて行う啓発宣伝活動であ

り、具体的には、毎年七月を強調月間として実施されている「社会を明るくする運動」における街頭広報活動や、ポスターなど広報資料の掲示・配布などを想定しています。

第二号は、主として更生保護関係団体が行う活動への協力であり、具体的には、更生保護施設（更生保護事業法に基づく民間団体である更生保護法人が運営する施設）における被保護者の相談や助言活動、BBS会（非行少年の更生と非行防止活動を行う青年ボランティア団体）が実施する社会参加活動への参加協力、更生保護婦人会（犯罪者の更生の援助と犯罪予防の活動を行う女性ボランティア団体）が行うミニ集会への助言者派遣などを想定しています。

第三号は、地方公共団体が行う防犯活動、青少年健全育成活動への協力であり、具体的には、地方公共団体ごとに設置された覚せい剤等乱用防止推進協議会が行う街



(保護司会)

第13条 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。

2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- (1) 第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整
- (2) 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
- (3) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- (4) その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

(保護司会連合会)

第14条 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- (1) 保護司会の任務に関する連絡及び調整
- (2) 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
- (3) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- (4) その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

頭啓発活動への参加、市区町村が行う青少年育成スポーツ大会への協力などを想定しています。

保護司会及び
保護司会連合会の法定化

これまでの保護司組織は任意組織であつたがゆえに、外部から保護司とは別個の活動主体としての評価を受けることが難しい上に、保護司組織の果たすべき役割などの法的根拠がなく、その位置付けが明確でなかつたため、保護司組織の機能の低下が懸念される状況にありました。また、協力雇用主など保護司の処遇活動に必要な社会資源の開拓についても、社会情勢の変化を反映して個々の保護司の人脈のみで行うには限界が生じ、組織的な対応が必要となつていました。

そこで、第十三条、第十四条の規定を置き、保護司組織を法定化してその位置付けを明確にし、犯罪予防活動等の組織活動を活性化

させ、保護司組織の充実強化を図ることとしました。

今回の法改正は、保護司組織の持つ自主性・自発性の特質を尊重しつつ、保護司会及び保護司会連合会を保護司の職務遂行の支援組織と位置付け、保護観察所との協働態勢の確立を図ろうとするものであり、法定化されたからといって保護司会及び保護司会連合会が国の機関そのものになるわけではありません。しかし、保護司会及び保護司会連合会は、保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を支援するため、法律に規定された各種の任務を担うことなどから、これまでの任意組織と比べて積極的に社会全体の利益を図ることを目的とする公共性・公益性の高い団体として明確に位置付けられることになったといえます。

第十三条第二項は、保護司会の任務の内容を規定しています。

第一号は、構成員である保護司相互の連絡調整を図る事務と対外

保護司活動に期待する

中央大学教授 藤本 哲也



「日本の刑事政策において世界に誇り得る制度は何か」と聞かれたならば、私は迷わず「保護司制度である」と答えるであろう。保護司は法務大臣から委嘱を受けた民間篤志家であり、身分は非常勤の国家公務員である。更生保護の歴史におい

て、この民間篤志家である保護司の果たした役割は大きく、実際、5万人近い全国の保護司の無償の奉仕が、我が国の刑事政策を支えてきたといっても過言ではない。我が国の保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪者の改善更生と犯罪予防のための世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図ることによって個人と公共の福祉に寄与することを使命とし（保護司法第1条）、保護観察官で十分でないところを補って（犯罪者予防更生法第20条）、保護観察官ともども保護観察の業務に従事しているのである。ある意味で、社会における犯罪者処遇の意義と困難さを、最も切実に受けとめている人たちであるともいえる。

しかしながら、従来、こうした保護司の職務のうち、前者の「犯罪者の改善更生の援助」、すなわち、保護観察や受刑者等の社会復帰のための引受先の調整などの事務は、その内容も明確で、個別に保護観察所の長の指揮監督を受けて実施されていたが、後者の「犯罪予防のための世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図ること」、すなわち、犯罪予防活動や処遇に関する各種社会資源の開拓推進活動のように様々な形態があり得るものについては、公務と非公務との境界が必ずしも明確ではなかった。そこで、今回の保護司法の改正では、これらの犯罪予防活動などについては、保護司会が計画を策定し、保護観察所の長の承認を得たものを公務とすることで、その範囲を明確にしたのである。これで一段と保護司活動がしやすくなったのではないかと思われる。このほか、保護司会及び保護司会連合会が法定化され、地方公共団体の保護司及び保護司組織に対する協力規定も新設された。今回の改正は、保護司制度全般にわたる課題点を解決したわけではないけれども、更生保護50年の歴史において、重要な改革の一つになるであろうと思われる。

ある保護司の妻は、夫の保護司活動について次のように述べている。「来訪者の面接の際には、夫は驚くほど気長に少年や引受人の話を聞いています。本人が心を開いて本心を語るのには相当時間がかかると思われますが、やがて少年も正直に語り出し、進んで相談を持ちかけてくるようです。……中略……対象者への往来訪についても、市街地近郊の保守的な地域なので、本人と当方の都合もさることながら、隣近所の風聞を考慮して夕方や夕食後に時間帯を定めて、本人に支障がないよう配慮しています。報告書類や事務の整理はいつも早朝か深夜にしているようで、そんな姿を陰ながら見ていると、私もがんばらねばと思います」

保護司の典型的な姿がここにある。保護司は「地域名望家の仕事であるか名譽職である」と気やすく言う人もいるけれど、相手のことを思いやり、己に厳しく、それでいておごらず、人様のためになりたいという保護司の心情がここにある。失敗すれば自分の力が足りなかったと嘆き、成功すれば自分の後押しが役に立ったと喜ぶ、その謙虚な姿勢が我が国の刑事政策を支えている母体なのである。

保護司法の改正を契機として、犯罪者の社会復帰のために、より大きくは、日本の刑事政策の充実のために、全国の保護司の方々のより一層のご活躍に期待したい。

的に関係機関・団体などとの連絡調整を図る事務の両方を含んでい
ます。「第八条の二に規定する計
画の策定」は、職務に関する連絡
及び調整の代表例ですが、その他
の具体例としては、事件を担当す
る保護司に対し、対象者の就職先
の紹介など社会資源の教示やあつ
せんをすることなどを想定してい

ます。
第二号は、協力雇用主、福祉・
医療機関その他の保護司の職務遂
行に関して、社会資源となる団体
などの名簿作成、処遇のために有
用な図書収集などを想定してい
ます。
第三号は、実践活動を通じての
犯罪予防活動の効果的な実施方法

に関する研究、報告資料の作成な
どを想定しています。
一方、第十四条第二項は、保護
司会連合会の任務の内容を規定し
ており、その第一号は、具体的に
は保護司会相互の情報交換を行う
こと、管轄保護観察所と緊密な連
携を取りながら全県的な犯罪予防
活動等の計画を策定し、各保護司

会への役割分担を行うことなどを
想定しています。第二号及び第三
号については、保護司会の任務と
基本的には同一です。
地方公共団体の保護司、
保護司会及び保護司会連合会に
対する協力規定の新設
保護司及びこれを支援する保護



(地方公共団体の協力)

第17条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力を行うことができる。

司組織が行う犯罪者の改善更生及び犯罪予防活動は、例えば、薬物犯罪では病院、保健所、警察、民間治療施設などの協力が必要であり、青少年犯罪では学校関係者、児童福祉施設などの協力が必要であるなど、地域社会の理解と協力がなければその目的を十分に達成することはできません。

また、保護司及び保護司組織の諸活動は、地方公共団体の責務である地域の防犯活動や青少年の健全育成運動などに多大な貢献をしており、地域の安全と秩序を維持するという地方公共団体の責任の遂行にも寄与するものです。また、その利益を享受するのも地域社会であることから、多くの地方公共団体が保護司ないしは保護司組織に対して人的・物的な支援を行っているっており、保護司及び保護司組織と地方公共団体とが互いに協力し合うことによって、一層、地域の公共の福祉に資するものといえます。

しかし、これまでは保護司法に地方公共団体の協力に関する規定がなかったため、保護司及び保護司組織の活動と地域社会のかわりについての住民の理解が十分に得ることができず、地方公共団体の中には保護司及び保護司組織に対する協力が消極的なところもあるなどの問題が生じていました。

そこで、地方公共団体との協力関係を維持・発展させ、地域社会の理解と協力を深めるために、第八条の二第三号において、犯罪の予防に資する地方公共団体の施策への協力を保護司が職務として行うことができることを明確にする一方、保護司、保護司会及び保護司会連合会に対する地方公共団体の協力についての規定を本条に設け、その根拠を明確にしました。

地方公共団体による協力の具体的な内容は、人的な支援、物的支援、その他の支援に分けられます。人的な支援としては、保護司会などの行う研修への地

方公共団体職員の講師などとしての参加

保護司会などの事務局の行っている業務の支援

などが、一方、物的支援としては、保護司会などが会議、研修などに使用する会場の無償提供

研修などへのバスの無償提供などが、また、その他の支援としては、

保護司候補者の人材に関する情報の提供

地方公共団体の広報紙上への保護司関連記事の掲載
などがあります。

終わりに

今回の保護司法改正は、同法成立後約五十年を経て初の実質的改正です。刑事司法の中で保護司が果たしている役割にかんがみ、今後とも関係機関・団体などの理解と協力を得ながら、保護司制度の充実強化に努めていきたいと考えています。

(法務省)